

法科大学院には所得と仕事満足度を高める教育効果はあるのか
——新旧司法試験合格者である弁護士に対する質問紙調査——

Does a Law School Education Increase Lawyers' Income and Job Satisfaction?:
A Questionnaire Survey of Lawyers who Passed the New Bar Examination and
Those who Passed the Old Bar Examination

小山 治

KOYAMA Osamu

1. 問題設定	37
2. 先行研究の検討	38
3. 仮説の設定	39
4. 分析データ	40
4.1 質問紙調査の概要	40
4.2 分析対象とその基本的な特徴	41
4.3 変数の設定	42
5. 分析	43
5.1 所得に対する教育効果	43
5.2 仕事満足度に対する教育効果	44
5.3 考察	45
6. 結論	46
ABSTRACT	49

法科大学院には所得と仕事満足度を高める教育効果はあるのか ——新旧司法試験合格者である弁護士に対する質問紙調査——

小山 治*

要 旨

本稿の目的は、新旧司法試験合格者である弁護士に対する質問紙調査によって、法科大学院には所得と仕事満足度を高める教育効果はあるのかという問いを明らかにすることである。本稿の主な知見は、次の2点にまとめることができる。

第1に、新司法試験合格者と旧司法試験合格者の間には所得と仕事満足度のいずれについても差がみられなかったという点である。換言すれば、法科大学院を修了したことには所得と仕事満足度を高める教育効果はなかった。

第2に、法科大学院修了者（新司法試験合格者）のみを分析対象にしても、法科大学院時代の成績は所得と仕事満足度に対して有意な効果をもたらしていなかったという点である。換言すれば、法科大学院時代に良好なアウトカムを上げたことには所得と仕事満足度を高める教育効果はなかった。

以上の知見は、法科大学院制度の適切性（特に教育内容・方法・評価のあり方等）を問い直す必要性を示唆している。

キーワード

法科大学院, 教育効果, 所得, 仕事満足度, 新旧司法試験合格者, 弁護士

1. 問題設定

本稿の目的は、新旧司法試験合格者である弁護士に対する質問紙調査によって、法科大学院には所得と仕事満足度を高める教育効果はあるのかという問いを明らかにすることである。

2004年度に設立した法科大学院制度は危機的な状況に陥っている。文部科学省の「志願者数・入学者数等の推移（平成16年度～平成27年度）」によれば、法科大学院の志願者数は2004年度の7万2800人から2015年度の1万370人へ激減しており、同じ期間の志願倍率も13.0倍から3.3倍へ急落している。また、法務省の「司法試験の結果について」によれば、新司法試験合格率（合格者数÷受験者数×100）は、第1回試験の2004年には48.3%であったものの、2015年には23.1%にまで低下している。同資料によれば、法科大学院を経ないで司

法試験を受験できる予備試験（2011年開始）の合格者の司法試験合格率は、2012年以降、60%以上となっており、法科大学院修了者の司法試験合格率をはるかに上回っている。

こうした状況を背景として、2013年7月16日には、①司法制度改革審議会（2001）が掲げた司法試験合格者数の「年間3000人」という数値目標の撤回、②司法試験受験回数制限の3回から5回への緩和等が決定された（法曹養成制度関係閣僚会議 2013）。また、文部科学省は、司法試験合格率等が芳しくない法科大学院に対する公的支援の見直しを強化する提言を出している（中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会 2013）。

このような混乱状況を踏まえて、法科大学院は厳しい批判に晒されている。総務省（2012: 357）は、「司法試験合格率の向上を目指し、法科大学院における教育の質の向上を一層推進すること」等

* 徳島大学インスティテューショナル・リサーチ室 助教

を文部科学省に対して勧告している。また、鈴木ほか(2012: 273)は、「法科大学院を中核と位置付ける新しい法曹養成制度は、弁護士の需給バランスを欠いた弁護士激増政策のために創設された点からも、法学部と司法修習を軽視する点でも間違いであった」と指摘している。さらに、鈴木ほか(2013: 206)は、法科大学院の設立自体がその立法事実において十分な根拠を有するものではなかったという点を指摘した上で、「とにかく作ってしまったのだから、それを前提にして多少の手直しで何とか改善を図ろうというような姑息な考えでは、現在噴出している巨大な問題を解決することは到底できないであろう」と断じている。

このように、法科大学院については現行制度の改善から廃止まで様々な議論が行われている。しかし、法科大学院制度を肯定するにせよ、否定するにせよ、そこで行われている議論は実証的な根拠に基づいた冷静なものとは言い難い。この背景には、議論の多くが規範科学に強く依拠した実定法学の立場から行われていることが関係しているように思われる。制度の適切性を検証するためには、規範科学に依拠した当為論よりも前に、実証科学に依拠した事実論を組み立てることが必要不可欠である。本稿では、実証科学である教育社会学・高等教育論の立場から法科大学院制度を論じる。具体的には、法科大学院の教育効果という視点から、法科大学院制度の適切性を検証することを試みる。なぜなら、「法科大学院の教育効果については、実証的な分析が決定的に欠落しているのが現状である」からである(小山 2014: 240)。

法科大学院の教育効果を捉える従属変数として本稿が着目するのは、弁護士の所得と仕事満足度である。前者は、弁護士としての客観的な生産性を測る指標であり、後者は、弁護士としての主観的な生産性を測る指標である。確かに、弁護士は法曹の一部に過ぎないし、法科大学院の教育効果を捉える従属変数としては他の変数も想定しうる。しかし、前述したように、法科大学院の教育効果については実証的な分析が極めて少ない。とりわけ、法科大学院の職業に対する教育効果は、法科大学院教育の帰結を意味するため、法科大学院制

度の適切性を議論する上で必要不可欠な要素の1つであると考えられる。以上から、本稿では、法曹の圧倒的大多数を占める弁護士に着目し、職業に関する最も基本的な変数である所得と仕事満足度の規定要因を分析する¹。

本稿の構成は次の通りである。2節では、本稿と関連する先行研究の到達点を整理し、その問題点を検討した上で、本稿の学術的意義を論証する。3節では、法科大学院の所得と仕事満足度に対する教育効果に関する仮説を設定する。4節では、新旧司法試験合格者である弁護士に対する質問紙調査の概要、本稿の分析対象とその基本的な特徴について説明した後、分析で使用する変数の設定を行う。5節では、所得と仕事満足度の規定要因を分析することによって、本稿の仮説を検証する。6節では、本稿の主な知見をまとめ、その含意について考察した後、今後の課題を指摘する。

2. 先行研究の検討

大学院の教育効果に関しては、理工系大学院や社会人大学院(ビジネススクール等)を対象とした研究の蓄積がある(例えば、富田 1995; 本田編 2003; 大谷 2004; 濱中 2009; 平尾ほか 2013)。そこでの知見をまとめると、大学院には所得等を高める一定の教育効果があるということになる。しかし、法科大学院については研究の蓄積がほとんど進んでいないのが現状である。法科大学院の教育効果と関連する限られた実証研究は、①法科大学院のマクロ的な構造を分析した研究、②法科大学院在学者の能力向上度や満足度に関する研究、③新旧司法試験合格者である弁護士を比較した研究に区別できる。

まず、これらの先行研究の到達点を法科大学院の教育効果という視点から整理する。

前述した①の研究では、法科大学院修了者の特徴が記述されている。吉田・橋本(2010: 63)によれば、法科大学院修了者の就職者比率は、他の専門職大学院修了者のそれと比べて著しく低く、2~3%で推移している。また、進学者や一時的な職に就いた者以外の者の割合が80%以上であり、「死亡・不詳の者」も10%近い。こうした実態を

¹ 本稿は、経済合理的な弁護士像を善とするわけでは決してなく、あくまで所得と仕事満足度を価値中立的な観点から分析する。

根拠として、吉田・橋本（2010：63）は、「司法試験への準備期間にあり身分が決まっていない者も多数存在することを勘案」しても、「法科大学院がこれまでの法曹養成に変（ママ）わって十全に機能しているとは言い難いと言わざるを得ない」と指摘している。

前述した②の研究では、法科大学院在学者の能力向上度や満足度の規定要因が明らかにされている。吉田・村澤（2014）によれば、法科大学院在学者をフルタイム就業者、就業経験のある辞職者、就労未経験者に分けると、各カテゴリー間で能力向上度が異なっている。例えば、専門能力向上については、「大学院教育を経ても辞職者・就労未経験者＞フルタイム就業者の差が残存する」（吉田・村澤 2014：74）。村澤（2014）は、法科大学院在学者に対する質問紙調査によって、所属大学院の学部の偏差値が大学院教育の満足度に対して正の効果をもたらすこと等を明らかにしている。換言すれば、「新制度としてスタートした法科大学院でさえ、既存の伝統的階層・威信構造の影響力からは免れることが難しい」ということである（村澤 2014：84）。

前述した③の研究は、法社会学の領域のものが中心である。司法修習62期の弁護士に対する質問紙調査のデータを分析した宮澤ほか（2011）によれば、合格した司法試験の種類は所得や職業生活の全般的満足度と関連がない。一方、新旧司法試験合格者である弁護士に対する大規模な質問紙調査のデータを分析した小山（2014）によれば、新司法試験合格者は旧司法試験合格者よりも能力アイデンティティ（能力の自己評価）が高いとはいえない。別の見方をすれば、「法科大学院には当為論に基づく議論の中で主張されているような教育効果は明確にはみられない」ということである（小山 2014：239）。

次に、先行研究の問題点を検討する。

ここでは、先行研究の問題点として、次の3点を挙げる。

第1に、法科大学院の教育効果の定義が十分に整理されていないという点である。法科大学院の教育効果を論じる場合、何と比較した効果なのかという比較軸を明確にする必要がある。先行研究では、他の専門職大学院、法科大学院在学者の就学形態、合格した司法試験の種類等が意図的また

は無意図的な比較軸として設定されているだけであり、何をもって教育効果とみなすのかという定義について自覚的な議論を行っているものは非常に少ない。

第2に、所得や仕事満足度といった職業に対する教育効果がほとんど問題にされていないという点である。アメリカにおいては、Heinzほか（1994, 2005）が、出身ロースクール、事務所の規模、所得等の関連性を問題にしている。これに対して、日本においては、法科大学院の職業に対する教育効果と関連する研究は、宮澤ほか（2011, 2013, 2014, 2015）等に限られている。もっとも、そうした研究においても、多くは合格した司法試験の種類と所得や職業生活の全般的満足度等の基本的なクロス集計に留まっており、法科大学院の教育効果は正面から問題にされていない。小山（2014）は合格した司法試験の種類と能力アイデンティティの関連性を分析しているが、そこでは所得や仕事満足度といった職業に関する変数については詳しく分析されていない。法科大学院の教育効果を特に職業との関連で実証的に明らかにした研究が不足している要因の1つは、弁護士研究の蓄積がある法社会学と教育効果研究の蓄積がある教育社会学・高等教育論が十分に架橋されてこなかったことにある（小山 2014：229-230）。

第3に、法科大学院修了者（新司法試験合格者）を分析対象とした法科大学院教育のアウトカム（学習成果）に着目した教育効果に関する研究が十分に行われていないという点である。法科大学院の教育効果の定義は、小山（2014）が行った新旧司法試験合格者の比較という視点だけではなく、法科大学院教育のアウトカムという視点からも行う必要がある。にもかかわらず、先駆的な先行研究である宮澤ほか（2011, 2013, 2014, 2015）においてすら、法科大学院教育のアウトカムと所得や仕事満足度の関連性は分析されていない。

本稿では、以上の先行研究の問題点を克服するために、法科大学院の教育効果を所得や仕事満足度との関連で多面的に定義した上で、新旧司法試験合格者である弁護士に対して実施された大規模な質問紙調査のデータを統計的に分析する。

3. 仮説の設定

本稿では、法科大学院の教育効果を次の2つの

視点から定義する。

第1の視点として、法科大学院教育を経験した者と経験しなかった者を比較し、前者にみられる特徴を法科大学院の教育効果であると定義する。具体的には、合格した司法試験の種類が新司法試験なのか、旧司法試験なのかという変数を使用する。この定義は、小山(2014)と同様である。以降、この定義を教育効果1と呼称する。

第2の視点として、法科大学院修了者(新司法試験合格者)のみを分析対象にして、法科大学院時代の成績(=アウトカムの1つ)が高かった者にみられる特徴を法科大学院の教育効果であると定義する。法科大学院時代の成績が所得や仕事満足度に対して正の効果をもたらしていれば、法科大学院に職業的な教育効果があったと考えることができる。以降、この定義を教育効果2と呼称する。

以上を踏まえて、本稿は、①法科大学院には所得を高める教育効果はない、②法科大学院には仕事満足度を高める教育効果はないという理論仮説を検証する。こうした仮説を設定する理由は、次の2点である。

第1に、法曹の質は法科大学院教育というよりも司法試験という選抜試験によって十分に担保されていると考えられるという点である。法科大学院協会・早稲田大学法務教育研究センター(2008, 2009, 2010, 2011)によれば、法科大学院の成績は司法試験の成績と概ね正の相関関係にある。一方、新旧司法試験合格者である弁護士に対する質問紙調査のデータを分析した小山(2014)によれば、合格した司法試験の種類は、弁護士の能力アイデンティティに対して有意な効果をもたらしていない。これらの知見は、法科大学院教育の効力は、司法試験に対しては及ぶものの、それ以降は能力の底が担保されることによってキャンセルされるということを示唆している。

第2に、宮澤ほか(2011)によって、司法修習62期の弁護士では、新司法試験合格者と旧司法試験合格者の間には所得や職業生活の全般的満足度に有意な差がないということが確認されているという点である。本稿では、宮澤ほか(2011)の知見を大規模な質問紙調査のデータを分析すること

によって追試する。

前述した法科大学院の教育効果を捉える2つの視点を踏まえた本稿の作業仮説は次の通りである。作業仮説1-1・2-1が1つ目の視点(教育効果1)であり、作業仮説1-2・2-2が2つ目の視点(教育効果2)である。

- ・作業仮説1-1：新司法試験合格者の弁護士は、旧司法試験合格者の弁護士よりも所得が高いとはいえない。
- ・作業仮説1-2：新司法試験合格者の弁護士は、旧司法試験合格者の弁護士よりも仕事満足度が高いとはいえない。
- ・作業仮説2-1：法科大学院時代の成績がよい者ほど、所得が高いとはいえない。
- ・作業仮説2-2：法科大学院時代の成績がよい者ほど、仕事満足度が高いとはいえない。

4. 分析データ

4.1 質問紙調査の概要

本稿の分析で使用するのは、日本弁護士連合会が2012年2月下旬から同年4月下旬にかけて実施した「弁護士の学習経験と仕事経験の関連性に関する調査」(自記式質問紙調査)のデータである。母集団は、新旧司法修習60~64期の弁護士1万67名(新司法試験合格者である新60~64期7629名、旧司法試験合格者である旧60~64期2438名)である。この調査は、弁護士の法律事務所等に対してFAXによって質問紙を送付するという方法で実施された(返送もFAXによる)。弁護士の登録機関である日本弁護士連合会はすべての弁護士・法律事務所等の情報を保有しているため、こうした調査方法が可能となった。調査対象者の約98%に質問紙の送付が確認された。

有効回収数は1370名(新60~64期1115名、旧60~64期255名)であり、有効回収率は13.9%(新60~64期では15.0%、旧60~64期では10.6%)である。新60期は、2006年の第1回新司法試験に合格した者であり、旧60期は、原則として、2005年の旧司法試験に合格した者である²。

この調査は新旧司法試験合格者である弁護士を

² 司法試験合格後すぐに司法修習に行かない者がいるため、旧司法試験合格者の中には司法試験合格年が2005年よりも前の者が若干含まれている。

比較できる大規模な質問紙調査の1つであるものの、次の3つの留意点がある。

第1に、代表性に制約があるという点である。この調査は全数調査を試みたものであるが、有効回収率が低いという問題点がある。そのため、本稿では、標本調査であると仮定し、統計的検定を行う。

第2に、調査対象者が弁護士のみであるという点である。調査主体が日本弁護士連合会であるため、裁判官と検察官に対しては調査が実施されていない。もっとも、調査対象者と同じ司法修習60～64期の終了者で裁判官と検察官の職に就いた者はわずか8.4%に過ぎない（最高裁判所事務総局編2013: 32）。また、弁護士になった者であっても法科大学院では法曹三者に共通する実務基礎科目等を履修している。したがって、この調査のデータに依拠して法科大学院の教育効果を論じることは相当程度可能であると考えられる。

第3に、キャリアの浅い弁護士が主たる調査対象者であるという点である。確かに、法科大学院の教育効果はキャリアの浅い弁護士の所得と仕事満足度には反映されず、どの職場に属しているかによってほぼ決まってしまうという見方もあるかもしれない。しかし、弁護士は、司法試験による厳しい選抜と司法修習という実務訓練を受けた上で仕事に就く専門職であり、たとえキャリアの浅い者であっても企業の新人と同列に扱うことは適切ではない。また、後述する分析では、「現在の職場の全弁護士数」等の職場に関する変数を統制した上で法科大学院の教育効果を分析している。

なお、本稿の分析で使用するデータの適切性については、既に小山（2014）によって検討されている。例えば、標本とそれに対応する司法修習期の弁護士全体の男女比がほぼ等しいこと等が確認されている。もっとも、このデータには上述した留意点があり、分析の精度には課題が残されているため、本稿の知見を安易に一般化することには慎重になる必要がある。

4.2 分析対象とその基本的な特徴

本稿では、合格した司法試験の種類と法科大学院時代の成績という2つの視点から法科大学院の教育効果を正確に分析するために分析対象を限定する。

まず、合格した司法試験の種類に関する限定である。新司法試験合格者は全員が法科大学院を修了している。しかし、旧司法試験合格者の中には法科大学院を修了した者と中退した者、法科大学院の経験に関する質問文に無回答である者が混在している。そこで、旧司法試験合格者については、法科大学院修了者・中退者と法科大学院の修了・中退が不明の者を分析から除外する。

次に、従属変数である所得と仕事満足度の前提に関する限定である。本稿では、弁護士経験年数が少なくとも1年以上である者を分析対象とする。具体的には、「2012（調査年）－弁護士登録年」が2（年）以上の者を分析対象とする³。該当者は、少なくとも弁護士経験年数が1年以上となる。以上のような限定をかけるのは、所得と仕事満足度（特に前者）は一定の職業経験を前提とした変数であるからである⁴。

以上から、本稿の分析対象は888名（新司法試験合格者686名、旧司法試験合格者202名）となる。なお、5節では、投入される変数の無回答が分析から除外されるため、実際の分析対象が常にこのケース数になるとは限らない。

続いて、分析対象（N = 888）の基本的な特徴を確認する。

まず、属性等の変数の分布を示し、分析対象の適切性を確認する。

性別については、男性が76.8%、女性が23.2%、無回答が0.0%となっている。日本弁護士連合会編（2012: 106）によれば、分析対象と同じ司法修習60～63期の弁護士の性別の分布は、男性が75.4%、女性が24.6%であり、分析対象の性別の分布とほぼ等しい。合格した司法試験の種類については、新司法試験合格者が77.3%、旧司法試験合格者が22.7%、無回答が0.0%となっている。前述した母

³ 司法修習終了時期は新64期で2011年12月であり、旧64期で2011年8月である。新旧64期は、弁護士経験年数が明らかに1年未満であるため、分析から除外される。この他、司法修習終了後すぐに弁護士登録しなかった者の中に弁護士経験年数1年未満の者が含まれるため、該当者は分析から除外される。

⁴ なお、弁護士経験年数を限定しないで分析しても、後述する分析結果との間に大きな違いはない。

集団のうち、司法修習60～63期では、新司法試験合格者は72.1%、旧司法試験合格者は27.9%であり、分析対象の分布とほぼ等しい。司法修習期については、60期が20.2%、61期が28.6%、62期が26.9%、63期が24.3%、無回答が0.0%となっている。日本弁護士連合会編（2012: 106）によれば、司法修習60～63期の分布はそれぞれ25%程度となっている。分析対象の司法修習期の分布はこれと類似している。以上の点を踏まえると、本稿の分析対象はケース数が限定されているものの、仮説を検証する上で一定程度の適切性を有するものであると考えられる。

次に、分析対象の所得と仕事満足度の分布を確認する。

所得は、「あなたの最近1年間の弁護士としての所得（個人の売上（税込）から経費を減じた額に、給与（税込）を加えた額）」という単項選択式の質問文によ

て測定する。回答の分布は、「200万円未満」が3.7%、「200万円以上400万円未満」が8.6%、「400万円以上600万円未満」が31.1%、「600万円以上800万円未満」が26.0%、「800万円以上1000万円未満」が13.6%、「1000万円以上1200万円未満」が7.8%、「1200万円以上1400万円未満」が2.9%、「1400万円以上」が2.9%、無回答が3.4%となっている。

仕事満足度は、「現在の仕事に満足している」という単項選択式の質問項目によって測定する。回答の分布は、「とてもあてはまる」が18.5%、「まああてはまる」が50.3%、「あまりあてはまらない」が24.2%、「まったくあてはまらない」が6.0%、無回答が1.0%となっている。

4.3 変数の設定

表1は、本稿の分析で使用する変数の操作的定義をまとめたものである。ここでは従属変数であ

表1 分析で使用する変数の操作的定義

変数名	操作的定義
所得	「最近1年間の弁護士としての所得（個人の売上（税込）から経費を減じた額に、給与（税込）を加えた額）」について、「200万円未満」=150、「200万円以上400万円未満」=300、「400万円以上600万円未満」=500、「600万円以上800万円未満」=700、「800万円以上1000万円未満」=900、「1000万円以上1200万円未満」=1100、「1200万円以上1400万円未満」=1300、「1400万円以上」=1500とした。ただし、「1400万円以上」の選択肢には金額の自由記述欄がついており、そこに具体的な数値の回答があった場合、当該数値を使用した。範囲は150～3000である（単位は万円）。重回帰分析とロジスティック回帰分析では、上述した数値を対数変換した値を使用した。
仕事満足度	「現在の仕事に満足している」という質問項目について、「とてもあてはまる」または「まああてはまる」と回答した者を「仕事満足度が高い」=1、「あまりあてはまらない」または「まったくあてはまらない」と回答した者を「仕事満足度が低い」=0とした。
合格した司法試験の種類（新司法試験に合格したダミー）	「新司法試験に合格した」=1、「旧司法試験に合格した」=0とした。
性別（男性ダミー）	「男性」=1、「女性」=0とした。
年齢	「2012（調査年）-出生年」という計算式によって算出し、そのまま連続変数とした。
実家の蔵書数	小学生の頃の実家の蔵書数について、「ほとんどなかった」=0、「20冊くらい（本棚1段分くらい）」=0.2、「50冊くらい（本棚半分くらい）」=0.5、「100冊くらい（本棚1つ分くらい）」=1、「200冊くらい（本棚2つ分くらい）」=2、「300冊くらい（本棚3つ分くらい）」=3、「400冊以上（本棚4つ分以上）」=4.5という100冊単位の値に置き換え、そのまま連続変数とした。
実家の所有財数	小学生の頃、実家にあった所有財として、「冷蔵庫」、「自家用車」、「パソコン」等の8個の質問項目を複数回答式で質問し、回答された個数をそのまま連続変数とした。
（出身大学）東大・京大卒ダミー	東大卒または京大卒=1、その他の大学卒=0とした。
（出身大学）法学部卒ダミー	「法学部」を卒業=1、その他の学部を卒業=0とした。
（出身大学）大学時代の成績	4件法の選択肢について、「上のほう」=4～「下のほう」=1とした。
司法試験の合格順位	4件法の選択肢について、「上のほう」=4～「下のほう」=1とした。
司法修習の成績	4件法の選択肢について、「上のほう」=4～「下のほう」=1とした。
弁護士経験年数	「2012（調査年）-弁護士登録年」という計算式によって算出し、そのまま連続変数とした。
現在の職場の全弁護士数	そのまま連続変数とした。
（現在の所属会）東京三会所属ダミー	「東京三会」=1、その他=0とした。
（現在の職場における立場）経営者弁護士ダミー	「経営者弁護士」=1、その他=0とした。
大学入試センターによる法科大学院適性試験の成績	4件法の選択肢について、「上のほう」=4～「下のほう」=1とした。「未受験」は分析から除外した。
（出身法科大学院）東大・京大法科大学院修了ダミー	東大法科大学院修了または京大法科大学院修了=1、その他の法科大学院修了=0とした。
（出身法科大学院）既修コースダミー	「既修コース」=1、「未修コース」=0とした。
（出身法科大学院）法科大学院時代の成績	平均値の差の検定（t検定）とクロス集計では、「上のほう」または「やや上のほう」と回答した者を「上位層」=1とし、「やや下のほう」または「下のほう」と回答した者を「下位層」=0とした。重回帰分析とロジスティック回帰分析では、4件法の選択肢について、「上のほう」=4～「下のほう」=1とした。

る所得と仕事満足度について説明する。

所得については、平均値の差の検定 (t 検定) では、万円単位の数値を使用した。具体的には、「最近1年間の弁護士としての所得(個人の売上(税込)から経費を減じた額に、給与(税込)を加えた額)」について、「200万円未満」=150,「200万円以上400万円未満」=300,「400万円以上600万円未満」=500,「600万円以上800万円未満」=700,「800万円以上1000万円未満」=900,「1000万円以上1200万円未満」=1100,「1200万円以上1400万円未満」=1300,「1400万円以上」=1500とした。ただし、「1400万円以上」の選択肢には金額の自由記述欄がついており、そこに具体的な数値の回答があった場合、当該数値を使用した。範囲は150~3000である(単位は万円)。一方、重回帰分析とロジスティック回帰分析では、上述した数値を対数変換した値を使用した。

仕事満足度については、クロス集計とロジスティック回帰分析の両方において、「現在の仕事に満足している」という質問項目について、「とてもあてはまる」または「まああてはまる」と回答した者を「仕事満足度が高い」=1,「あまりあてはまらない」または「まったくあてはまらない」と回答した者を「仕事満足度が低い」=0とした。仕事満足度は4件法によって測定された変数であり、連続変数とみなして従属変数にするには範囲が狭い。したがって、仕事満足度の規定要因は、重回帰分析ではなく、ロジスティック回帰分析によって分析した。

5. 分析

5.1 所得に対する教育効果

まず、法科大学院の所得に対する教育効果を分析する。

新司法試験合格者(N=660)の所得の平均値は670.6万円(標準偏差は315.3)であり、旧司法試験合格者(N=198)のそれは760.4万円(標準偏差は381.2)である。t検定によれば、両者の差は

1%水準で有意である。もっとも、本稿のデータでは、新司法試験合格者の弁護士経験年数は旧司法試験合格者のそれよりも短い。したがって、弁護士経験年数等を統制した上で、合格した司法試験の種類と所得の関連性を分析する必要がある。

一方、法科大学院時代の成績が上位層だった者(N=526)の所得の平均値は666.9万円(標準偏差は310.0)であり、法科大学院時代の成績が下位層だった者(N=126)のそれは690.5万円(標準偏差は341.3)である。t検定によれば、両者の間には有意な差はみられない。この結果が擬似無相関の可能性もあるので、統制変数を投入した分析も行う必要がある。

表2は、合格した司法試験の種類(新司法試験に合格したダミー)、法科大学院時代の成績等を独立変数とし、所得(対数変換した値)を従属変数とした重回帰分析の結果をまとめたものである⁵。表中のモデル1は教育効果1の分析に対応し、表中のモデル2は教育効果2の分析に対応している⁶。この表によれば、次の4点がわかる。

第1に、モデル1において、新司法試験に合格したダミーには有意な効果はみられないという点である。したがって、法科大学院を修了したことには所得を高める教育効果はないということになる。

第2に、モデル2において、法科大学院時代の成績には有意な効果はみられないという点である。したがって、法科大学院時代に良好なアウトカムを上げたことには所得を高める教育効果はないということになる。

第3に、モデル1とモデル2の両方において、弁護士経験年数と現在の職場の全弁護士数に相対的に強い有意な正の効果がみられるという点である。弁護士経験年数については、それが長くなれば人的資本が蓄積されるため、所得が上昇すると解釈できる。現在の職場の全弁護士数については、巨大な法律事務所では、大企業を顧客とした契約金額の大きい企業法務を主たる業務とすることに

⁵ 本稿におけるすべての多変量解析では、多重共線性の可能性が低いことをVIFの値に着目することによって確認している。

⁶ なお、弁護士の所得は扱う事件の内容によって異なる可能性がある。この点を検討するために、最近1年間を通した「手持ちの民事の裁判所事件総数(行政事件数を含む)」、「手持ちの刑事の事件総数(国選弁護事件数を含む)」、それら以外(裁判外交渉、相談等)の事件総数も独立変数に投入した分析を行ったが、後述する分析結果との間に大きな違いはなかった。

表2 所得の規定要因 (重回帰分析)

独立変数	モデル1	モデル2	
	標準化 偏回帰係数	標準化 偏回帰係数	
新司法試験に合格したダミー	0.023		
男性ダミー	0.110 **	0.098 *	
年齢	0.033	0.026	
実家の蔵書数	-0.030	-0.014	
実家の所有財数	0.075 *	0.046	
(出身大学) 東大・京大卒ダミー	0.010	-0.016	
(出身大学) 法学部卒ダミー	0.001	0.049	
(出身大学) 大学時代の成績	-0.011	0.007	
司法試験の合格順位	0.020	0.080 +	
司法修習の成績	0.034	0.037	
弁護士経験年数	0.307 ***	0.311 ***	
現在の職場の全弁護士数	0.203 ***	0.194 ***	
(現在の所属会) 東京三会所属ダミー	0.023	0.040	
(現在の職場における立場) 経営者弁護士ダミー	0.005	-0.008	
大学入試センターによる法科大学院適性試験の成績		0.020	
(出身法科大学院) 東大・京大法科大学院修了ダミー		0.050	
(出身法科大学院) 既修コースダミー		0.010	
(出身法科大学院) 法科大学院時代の成績		-0.008	
自由度調整済み決定係数	0.136	0.165	
F 値	10.225 ***	8.041 ***	
N	818	607	

注: +: $p < 0.10$, *: $p < 0.05$, **: $p < 0.01$, ***: $p < 0.001$ 。

なるため、構造的に所得が高くなると解釈できる。後者については、宮澤ほか (2013: 158) と整合的な結果である。

第4に、モデル1とモデル2の両方において、男性ダミーに有意な正の効果が見られるという点である。男性ほど所得が高いという点は、宮澤ほか (2011: 130-131, 2013: 164-165) と整合的な結果である。

以上から、作業仮説1-1・2-1は支持された。

5.2 仕事満足度に対する教育効果

次に、法科大学院の仕事満足度に対する教育効果を分析する。

クロス集計を行うと、新司法試験合格者 (N = 678) で仕事満足度が高い者は68.9%であり、旧司法試験合格者 (N = 201) でそれが高い者は71.6%である。両者の間にはポイント差はほとんどみられず、独立性の検定によれば、有意な差はない。ただし、擬似無相関の可能性があるので、統制変

数を踏まえた分析も行う必要がある。

一方、同様にクロス集計を行うと、法科大学院時代の成績が上位層だった者 (N = 539) で仕事満足度が高い者は69.9%であり、法科大学院時代の成績が下位層だった者 (N = 131) でそれが高い者は65.6%である。ここでも両者の間にはポイント差はほとんどみられず、独立性の検定によれば、有意な差はない。ただし、ここでも擬似無相関の可能性があるので、以降ではロジスティック重回帰分析を行う。

表3は、合格した司法試験の種類 (新司法試験に合格したダミー)、法科大学院時代の成績等を独立変数とし、仕事満足度を従属変数としたロジスティック重回帰分析の結果をまとめたものである。表中のモデル1は教育効果1の分析に対応し、表中のモデル2は教育効果2の分析に対応している。この表によれば、次の5点がわかる。

第1に、モデル1において、新司法試験に合格したダミーには有意な効果はみられないという点

表3 仕事満足度の規定要因（ロジスティック回帰分析）

独立変数	モデル1		モデル2	
	偏回帰係数	オッズ比	偏回帰係数	オッズ比
新司法試験に合格したダミー	-0.152	0.859		
男性ダミー	-0.160	0.852	-0.075	0.928
年齢	0.033	1.034	+ 0.057	1.058 *
実家の蔵書数	-0.022	0.979	-0.073	0.929
実家の所有財数	0.007	1.007	0.022	1.022
(出身大学) 東大・京大卒ダミー	0.031	1.031	-0.060	0.941
(出身大学) 法学部卒ダミー	0.016	1.016	0.165	1.179
(出身大学) 大学時代の成績	0.088	1.092	0.073	1.076
司法試験の合格順位	-0.032	0.969	-0.042	0.959
司法修習の成績	0.373	1.452	*** 0.386	1.471 **
弁護士経験年数	-0.007	0.993	0.005	1.005
現在の職場の全弁護士数	0.002	1.002	0.002	1.002
(現在の所属会) 東京三会所属ダミー	-0.179	0.836	-0.136	0.873
(現在の職場における立場) 経営者弁護士ダミー	-0.136	0.873	-0.208	0.812
所得	0.564	1.757	** 0.732	2.080 **
大学入試センターによる法科大学院適性試験の成績			0.079	1.082
(出身法科大学院) 東大・京大法科大学院修了ダミー			-0.149	0.861
(出身法科大学院) 既修コースダミー			-0.029	0.971
(出身法科大学院) 法科大学院時代の成績			0.022	1.022
(定数)	-4.711	0.009	** -7.086	0.001 ***
Nagelkerke 決定係数	0.063		0.086	
モデル χ^2 値	37.518	**	38.279	**
N	815		604	

注：+：p < 0.10, *：p < 0.05, **：p < 0.01, ***：p < 0.001。

である。したがって、法科大学院を修了したことには仕事満足度を高める効果はないということになる。

第2に、モデル2において、法科大学院時代の成績には有意な効果はみられないという点である。したがって、法科大学院時代に良好なアウトカムを上げたことには仕事満足度を高める効果はないということになる。

第3に、モデル1とモデル2の両方において、司法修習の成績に有意な正の効果がみられるという点である。このことは、司法修習の成績評価が仕事満足度という意味での弁護士の質を担保するというを示唆している。

第4に、モデル1とモデル2の両方において、所得に有意な正の効果がみられるという点である。この点は、宮澤ほか（2013：180）と整合的な結果である。

第5に、モデル2においてのみ、年齢に有意な正の効果がみられるという点である。

以上から、仮説 1-2・2-2は支持された。

5.3 考察

これまでの分析によって、教育効果1・2のいずれの定義においても、法科大学院には所得と仕事満足度を高める（直接的な）教育効果はないという点が明らかになった⁷。つまり、前述した理

⁷ なお、本稿の分析で使用したデータには、法科大学院における「司法試験科目」、「実務に関する科目」、それら以外の科目、「模擬裁判」、「法律相談クリニック」等の熱心度に関する変数がある。参考までに分析した結果、これらの変数は、所得や仕事満足度とはほぼ無相関であった。例えば、「模擬裁判」や「法律相談クリニック」は実務と密着した法科大学院ならではの教育内容であると考えられるが、これらの熱心度や履修の有無は所得や仕事満足度と無相関であった。

論仮説は2つとも支持されたと考えられる。こうした結果がみられた理由について考察する。

教育効果1の分析結果については、新旧司法試験合格者間で能力アイデンティティに差がないという先行研究の知見を踏まえると、統合的な解釈ができる。所得と仕事満足度は、弁護士の能力によって高まると考えられる。小山(2014)によれば、合格した司法試験の種類は弁護士の能力アイデンティティと関連がない。この能力アイデンティティが(実際の)能力とほぼ同じであると考えれば、新旧司法試験合格者間で能力に明確な差がない以上、所得や仕事満足度にも差がみられないということになる。

教育効果2の分析結果については、司法試験の性質を踏まえると、統合的な解釈ができる。法科大学院制度発足後、新司法試験の合格率は旧司法試験のそれよりも(みかけ上は)大幅に上昇した。しかし、新司法試験では短答式試験の科目数(法令数)の増加等によって法曹の質を高めるような制度変更も同時に実施された⁸。こうした点を踏まえると、司法試験という選抜試験によって依然として法曹の質が相当程度担保されているため、法科大学院時代の成績は所得や仕事満足度に対して有意な効果をもたらさなかったと解釈できる⁹。

6. 結論

本稿では、新旧司法試験合格者である弁護士に対する質問紙調査によって、法科大学院には所得と仕事満足度を高める教育効果はあるのかという問いを明らかにしてきた。本稿の主な知見は、次の2点にまとめることができる。

第1に、新司法試験合格者と旧司法試験合格者の間には所得と仕事満足度のいずれについても差がみられなかったという点である(教育効果1の分析結果)。換言すれば、法科大学院を修了した

ことには所得と仕事満足度を高める教育効果はなかった。

第2に、法科大学院修了者(新司法試験合格者)のみを分析対象にしても、法科大学院時代の成績は所得と仕事満足度に対して有意な効果をもたらしていなかったという点である(教育効果2の分析結果)。換言すれば、法科大学院時代に良好なアウトカムを上げたことには所得と仕事満足度を高める教育効果はなかった。

以上の知見の含意について考察する。

法科大学院の教育効果が前述した2つの視点の両方においてみられなかったという分析結果は、法科大学院制度の適切性(特に教育内容・方法・評価のあり方等)を問い直す必要性を示唆している¹⁰。本稿の冒頭で述べたように、法科大学院制度の賛否については実証的な根拠を伴わない議論が大半である。こうした中で、本稿によって、①法科大学院には所得を高める教育効果はない、②法科大学院には仕事満足度を高める教育効果はないという理論仮説が支持された。

確かに、本稿では、法曹の中でも主にキャリアの浅い弁護士のみを分析対象にしているに過ぎない。また、所得と仕事満足度という2つの変数に対する教育効果を問題にすることに留まっている。さらに、本稿の分析で使用したデータには有効回収率等の精度に関する課題が残されている。しかし、法科大学院の危機的な状況とそれに対する非実証的な当為論が錯綜する現実を鑑みれば、先行研究にはほとんどみられない弁護士に対する大規模な質問紙調査によって法科大学院の教育効果を所得と仕事満足度という職業に関する基本的な変数に着目しながら実証的に描き出した意義は少なくない。法科大学院制度の意義と限界は、実定法学の立場による規範的な視点からだけでなく、本稿のような教育社会学・高等教育論の立場によ

⁸ なお、2015年から短答式試験の試験科目は、憲法、民法、刑法の3科目に減少した(司法試験法3条1項)。

⁹ なお、司法修習の成績が仕事満足度に対して有意な正の効果をもたらしていたという点は、法曹養成を担う司法研修所の意義を検討する上で看過しえないであろう。

¹⁰ 法科大学院制度の見直しは、法学部、法科大学院、司法試験、司法研修所を一体的に検討することによって実効性のあるものとなるだろう。にもかかわらず、橋本(2011: 59)によれば、法曹養成の質保証に関する政策的な議論は、入学定員の制限に関するものが中心となっており、教育内容(特に実務教育)に関する言及はほとんどない。弁護士の職域拡大を前提として司法試験合格者数を年間3000人に拡大することを放棄していない経済同友会(2013)の議論もほぼ同様の傾向となっている。当為論中心で予見可能な失敗を繰り返す法科大学院政策において、社会調査を活用した事実論に基づいた教育社会学・高等教育論の果たす役割は極めて大きいと言わざるを得ない。

る実証的な視点からも積極的・継続的に検証していく必要がある。

最後に、今後の課題として、次の3点を指摘する。

第1に、教育効果の定義をさらに多面的に行う必要があるという点である。法科大学院の教育効果としては、職業に関する変数に対する直接効果だけではなく、司法修習等を経由した間接効果も想定しうる。

第2に、法科大学院教育のアウトカムとして成績以外の変数にも着目する必要があるという点である。例えば、法科大学院時代の能力習得度等である。

第3に、弁護士以外の法曹である裁判官と検察官、さらには法曹にならなかった者における法科大学院の教育効果を研究する必要があるという点である¹¹。本稿の冒頭で示したように、新司法試験合格者を踏まえれば、法科大学院修了者の多数は法曹になっていないと推測される。そうした者において果たして法科大学院にはどのような教育効果があるのか¹²。この点の解明は、法科大学院制度の適切性を検証する上でも重要な課題である。

付記

本稿の分析で使用したデータの利用に際して、日本弁護士連合会情報統計室から許可を得た。ここに厚くお礼申し上げます。なお、データの解釈は筆者の見解であり、日本弁護士連合会の見解ではないことを明記しておく。

引用文献

中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会 (2013)「法科大学院における組織見直しの更なる促進方策の強化について」(提言)(2013年9月18日)。
濱中淳子(2009)『大学院改革の社会学——工学系の教育機能を検証する』東洋館出版社。
橋本鉦市(2011)「専門職養成の『質』保証システム——医師と法曹の教育課程を中心に」『東京

大学大学院教育学研究科紀要』50: 45-65。

Heinz, John P. and Laumann, Edward O. (1994) *Chicago Lawyers: The Social Structure of the Bar*, Revised Edition, Northwestern University Press.

Heinz, John P., Nelson, Robert L., Sandefur, Rebecca L. and Laumann, Edward O. (2005) *Urban Lawyers: The New Social Structure of the Bar*, The University of Chicago Press.

平尾智隆・梅崎修・松繁寿和(2013)「社会人大学院教育とキャリア」平尾智隆・梅崎修・松繁寿和編『教育効果の実証——キャリア形成における有効性』日本評論社, 19-38。

本田由紀編(2003)『社会人大学院修了者の職業キャリアと大学院教育のレリバンス——社会科学系修士課程(MBAを含む)に注目して(分析編)』東京大学社会科学研究所。

法科大学院協会・早稲田大学法務教育研究センター(2008)『法科大学院の成績と新司法試験の成績との関連性に関する調査 報告書』。

法科大学院協会・早稲田大学法務教育研究センター(2009)『法科大学院の成績と新司法試験の成績との関連性に関する調査(2008年度)報告書』。

法科大学院協会・早稲田大学法務教育研究センター(2010)『新たな法曹養成プロセスの有機的連携に関する調査研究(2009年度)報告書』。

法科大学院協会・早稲田大学法務教育研究センター(2011)『新たな法曹養成プロセスの有機的連携に関する調査(2010年度)報告書』。

法曹養成制度関係閣僚会議(2013)「法曹養成制度改革の推進について」(2013年7月16日)。

経済同友会(2013)「法曹養成制度の在り方に関する意見書」(2013年6月25日)。

小山治(2014)「法科大学院の教育効果——新旧司法試験合格者である弁護士の能力アイデンティティの比較」『法社会学』80: 226-242。

宮澤節生・藤本亮・石田京子・武士俣敦・上石圭

¹¹ ただし、裁判官と検察官は公務員であるため、所得差は出にくいと推測される。その場合、従属変数としては、キャリアパス等が考えられる。

¹² 田中(2015: 20)は、「現在の[引用者注:法科大学院の]規模を維持しようとする、法曹以外の職域にも修了生を輩出できる就職支援制度の迅速な整備が欠かせない」と述べている。

- 一 (2015)「第62期弁護士第2回郵送調査第2報——二変量解析から多変量解析へ」『青山法務研究論集』10: 39-175.
- 宮澤節生・石田京子・藤本亮・武士俣敦・上石圭一 (2014)「第62期弁護士第2回郵送調査第1報——調査の概要と記述統計」『青山法務研究論集』9: 67-137.
- 宮澤節生・石田京子・久保山力也・藤本亮・武士俣敦・上石圭一 (2011)「第62期弁護士第1回郵送調査の概要——記述統計の提示」『青山法務研究論集』4: 57-191.
- 宮澤節生・石田京子・久保山力也・藤本亮・武士俣敦・上石圭一 (2013)「第62期弁護士の教育背景, 業務環境, 専門分化, 満足感, 及び不安感——第1回郵送調査第2報」『青山法務研究論集』6: 35-235.
- 村澤昌崇 (2014)「伝統的大学の構造の桎梏をもつ法科」吉田文編『「再」取得学歴を問う——専門職大学院の教育と学習』東信堂, 77-86.
- 日本弁護士連合会編 (2012)『弁護士白書 2012年版』日本弁護士連合会.
- 大谷剛 (2004)「理系大学院卒業生の賃金——仕事競争モデルの現実妥当性」松繁寿和編『大学教育効果の実証分析——ある国立大学卒業生たちのその後』日本評論社, 125-143.
- 最高裁判所事務総局編 (2013)『裁判所データブック 2013』法曹会.
- 司法制度改革審議会 (2001)「司法制度改革審議会意見書——21世紀の日本を支える司法制度」(2001年6月12日).
- 総務省 (2012)「法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価書」.
- 鈴木秀幸・武本夕香子・鈴木博之・打田正俊・松浦武 (2012)『司法改革の失敗——弁護士過剰の弊害と法科大学院の破綻』花伝社.
- 鈴木秀幸・武本夕香子・立松彰・森山文昭・白浜徹朗・打田正俊 (2013)『司法崩壊の危機——弁護士と法曹養成のゆくえ』花伝社.
- 田中正弘 (2015)「法科大学院の人材養成機能と就職支援——組織廃止を強要する政策提言への反論」『21世紀教育フォーラム』10: 11-22.
- 富田安信 (1995)「理工系出身者の仕事意識と処遇」橋本俊詔・連合総合生活開発研究所編『「昇進」の経済学——なにが「出世」を決めるのか』東洋経済新報社, 229-246.
- 吉田文・橋本鉦市 (2010)『航行をはじめた専門職大学院』東信堂.
- 吉田文・村澤昌崇 (2014)「職業資格取得に葛藤する法科」吉田文編『「再」取得学歴を問う——専門職大学院の教育と学習』東信堂, 59-75.

(受稿日 平成26年12月26日)

(受理日 平成28年1月26日)

[ABSTRACT]

Does a Law School Education Increase Lawyers' Income and Job Satisfaction?:
A Questionnaire Survey of Lawyers who Passed the New Bar Examination
and Those who Passed the Old Bar Examination

KOYAMA Osamu *

The purpose of this paper is to examine whether a law school education increases a lawyers' income and job satisfaction by conducting a questionnaire survey targeting two lawyer categories: lawyers who passed the new bar examination and lawyers who passed the old bar examination.

The main findings were twofold. First, there was no significant difference in either income or job satisfaction between lawyers who passed the new bar examination and those who passed the old one. In other words, a law school education had no effects in terms of increasing a lawyers' income and job satisfaction. Second, the results of law school examinations had no effects in terms of increasing a lawyers' income and job satisfaction. In other words, the learning outcomes of a law school education had no effects when viewed with respect to increasing a lawyers' income and job satisfaction.

These findings suggest that it is necessary to reconsider the relevance of the law school system, especially with regard to educational content, methods and evaluation.

* Assistant Professor, Institutional Research Office, Tokushima University

